

生駒市規則第4号

生駒市中小企業融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月28日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市中小企業融資規則の一部を改正する規則

生駒市中小企業融資規則（平成12年3月生駒市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項第4号中「前項第6号から第11号まで及び第13号」を「前項第6号から第10号まで及び第12号」に改める。

第3条中「前条第1項7号及び第8号」を「前条第1項第7号」に改め、同条第4号中「前条第1項第13号」を「前条第1項第12号」に改める。

第5条中「第2条第1項第8号」を「第2条第1項第7号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市中小企業融資規則の規定は、平成30年4月1日以後に申請される融資について適用し、同日前に申請された融資については、なお従前の例による。